

# 令和3年第9回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年9月27日(月) 14時00分～15時00分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	松尾哲
教育委員	塩田絹代
教育委員	吉田英則

## 1 欠席者の氏名

教育委員	中村一也
------	------

## 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗田一政
教育総務課長	苑田和良
学校教育課長	本村英治
生涯学習課長	岡野俊作
文化財課長	岡野博明
世界遺産推進室長	松本慎二
教育総務課教育総務班長	井上実

## 1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第36号 南島原市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第37号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第38号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第39号 南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱等の一部を改正する告示について

議案第40号 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則について

議案第41号 南島原市図書館資料弁償取扱要綱の一部を改正する告示について

報告第2号 学校医の変更について

第6 その他

- (1) 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」等について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

### 日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和3年第9回定例会」を開会いたします。

### 日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「松尾委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和3年第8回定例会…松尾委員が署名〉

### 日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「塩田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「塩田委員」を指名いたします。

### 日程 第4 教育長報告

松本教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

（別紙により、令和3年9月1日から令和3年9月22日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはありませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

### 日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案 第36号「南島原市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

提案理由といたしまして、

南島原市学校給食センター条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。本規則の概要について示しております。

詳細については、新旧対照表でご説明しますので、2ページをご覧ください。

まず、規則名を「南島原市立学校給食センター条例施行規則」から「南島原市学校給食センター条例施行規則」としております。

第1条「趣旨」において、条例名及び（南島原市立学校給食センター条例から南島原市学校給食センター条例）、センターの名称（南島原市立から南島原市）

を改めております。

第2条「職員」では、「学校栄養職員」を「栄養職員」としております。

現在、給食センターには、県費負担の栄養教諭、学校栄養職員を配置しておりますが、今後、市費負担、あるいは市学校給食会雇用の栄養職員を置く場合も考えられることから、それらの職員を総括して「栄養職員」との表記に改めております。

第3条についても、同様の理由であります。

第7条「運営審議会委員」では、各給食センターに運営審議会が置かれていたことから、「各運営審議会の委員は、18人以内」としていたところを、市内で1組織とすることから「各」を削除し、審議会委員も組織人数の想定から「8人以内」としております。

第11条（庶務）は、これまで運営審議会庶務を各給食センターで行ってまいりましたが、学校教育課で担当することから、「給食センター」を「教育委員会事務局学校教育課」としております。

附則により、本改正規則は、令和3年10月1日から施行としております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松尾委員

第2条について、「学校栄養職員」を「栄養職員」に改めておられますが、今後は県費負担の学校栄養職員は配置されなくなるのですか

学校教育課長

これまでは、県費負担の栄養教諭、学校栄養職員の配置を想定した規則となっております。引き続き、県費負担の栄養教諭、学校栄養職員を置くことで進んでいきたいと考えておりますが、今後の可能性として、市独自の雇用、あるいは市学校給食会雇用の栄養職員を置く場合も考えられることから、幅広く対応できるように、それらの職員を総括して「栄養職員」との表記に改めたものです。

吉田委員

今までの学校栄養職員の待遇に変更はないのか

また、学校栄養職員が給食センターの中の栄養職員に入れるのか？人数的なことなど、新しい給食センターができたことで、どうなっていくのか教えてください。

学校教育課長

待遇の問題ですが、この規則改正により待遇が変わることはありません。これまでと同様な配置、扱いで進めていきたいと考えております。

また、独自雇用の職員については、今後の可能性であり、県から配置を受けた職員については、そのまま配置を進めたいと考えております。

今後、何か新たに配置をしなければならないような状況があった場合に備えて、含みを持たせる意図で、今回の言葉の改正になったところでございます。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第36号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

松本教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第36号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第37号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題とします。  
内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 議案第37号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」でございますが、  
南島原市立学校給食センター条例改正に伴い、南島原市立学校給食センター所長印を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。  
南島原市立学校給食センターが令和3年9月30日をもって廃止になることから、4ページの新旧対照表のとおり、南島原市立学校給食センター所長印を廃止するものです。  
なお、令和3年9月1日に供用開始した南島原市学校給食センターの所長印については、現時点では所長を置かないため、所長を置くこととなった時点で改めて定めることとしております。  
施行日は10月1日としております。  
以上で議案第37号についての説明を終わります。  
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長 特にないようですので、お諮りします。  
「議案第37号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第37号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第38号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」から、議案第41号「南島原市図書館資料弁償取扱要綱の一部を改正する告示について」までは、関連がございますので一括して議題といたします。  
内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 議案第38号から議案第41号までの各議案につきましては、いずれも行政手続の簡素化、業務の効率化の一環として、押印関係の見直しを行うため、所要の改正を行うもので、全て、施行日は10月1日としております。  
はじめに、議案第38号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、  
9ページからの新旧対照表をご覧ください。  
9ページ 様式第1号（奨学資金貸付申請書）、  
11ページ 様式第5号（奨学資金辞退届）、  
12ページ 様式第7号（奨学資金償還猶予願）、

13 ページ 様式第 8 号（奨学資金償還免除願）、

15 ページ 様式第 10 号（奨学資金償還変更願）については、本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるため、様式中の「㊟」を削除し、押印が必要な場合の注意書き（本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印してください。）を加えます。

10 ページ 様式第 4 号（奨学資金貸付継続願）及び

14 ページ 様式第 9 号（奨学資金申請事項変更届）については、様式中の「㊟」を削除するものでございます。

以上で議案第 38 号についての説明を終わります。

続きまして、議案第 39 号「南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱等の一部を改正する告示について」でございますが、

8 ページからの新旧対照表をご覧ください。

第 1 条で「南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱」様式第 1 号（ヘルメット購入届）、

9 ページ 第 2 条で「南島原市立小中学校遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱」様式第 1 号（遠距離通学届）、

10 ページ、11 ページの第 3 条で「南島原市奨学資金償還補助金交付要綱」様式第 2 号（承諾及び委任状）、様式第 3 号（居住申出書）、

12 ページ 第 4 条で「南島原市英語検定料等補助金交付要綱」様式第 1 号（補助金交付申請書）、

13 ページ 第 5 条で「南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱」

様式第 1 号（補助金交付申請書）について

様式中の「㊟」を削除し、押印が必要な場合の注意書き（本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印してください。）を加えます。

また、14 ページ 様式第 2 号（学校用補助金交付申請書）について「㊟」を公印押印箇所を示す「□印」に改めるものでございます。

以上で議案第 39 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 40 号を説明させていただきます。

議案第 40 号「南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則について」でございますが、

9 ページからの新旧対照表をご覧ください。

9 ページ 第 1 条で「南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則」別記様式（通学区域変更承認願）、

10 ページ 第 2 条で「南島原市公民館条例施行規則」様式第 1 号（公民館利用許可申請書）、

1 1 ページ 第 3 条で「南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則」様式第 1 号（口之津図書館ホール利用許可申請書）、

1 2 ページ 第 4 条で「南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則」様式第 1 号（ふるさと伝承館利用許可申請書）、

1 3 ページ 第 5 条で「南島原市原城オアシスセンター条例施行規則」様式第 1 号（原城オアシスセンター利用許可申請書）、

1 4 ページ 第 6 条で「南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則」様式第 1 号（ありえコレジヨホール利用許可申請書）、

1 5 ページ 第 7 条で「南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則」様式第 1 号（北有馬ピロティー文化センター日野江利用許可申請書）、

1 6 ページ 第 8 条で「加津佐青年・婦人会館条例施行規則」様式第 1 号（加津佐青年・婦人会館利用許可申請書）、のそれぞれの施設の利用許可申請書

2 0 ページ 第 1 0 条で「南島原市社会体育施設条例施行規則」様式第 1 号（社会体育施設利用許可申請書）、

2 1 ページ 第 1 1 条で「南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則」様式第 1 号（社会体育施設利用許可申請書）、

2 2 ページ 第 1 2 条で「南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則」様式第 1 号（社会体育施設利用許可申請書）の社会体育施設利用許可申請書

2 3 ページ 第 1 3 条で「南島原市文化財保護条例施行規則」様式第 3 号（市指定文化財指定書等再交付申請書）、から

3 1 ページが様式第 1 2 号（市指定文化財補助金交付申請書）までの各様式

2 4 ページが様式第 4 号（市指定文化財管理責任者選任（解任）届）

2 5 ページが様式第 5 号（市指定文化財所有者変更届）

2 6 ページが様式第 6 号（市指定文化財所有者等氏名（名称・住所）変更届）

2 7 ページが様式第 7 号（市指定文化財所在場所変更届）

2 8 ページが様式第 8 号（市指定文化財滅失等届）

2 9 ページが様式第 9 号（市指定文化財修理届）

3 0 ページが様式第 1 0 号（市指定文化財現状変更等許可申請書）

3 1 ページが様式第 1 2 号（市指定文化財補助金交付申請書）

3 2 ページが第 1 4 条で「南島原市縄文の館条例施行規則」

様式第 1 号（縄文の館利用許可申請書）、

3 3 ページが第 1 5 条で「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則」様式第 3 号（アートビレッジ・シラキノ利用許可申請書）の施設利用許可申請書について 様式中の「㊤」を削除し、

9 ページ第 1 条の「南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則」

別記様式（通学区域変更承認願）及び

31ページ 第13条の「南島原市文化財保護条例施行規則」

様式第12号（市指定文化財補助金交付申請書）については、押印が必要な場合の注意書き（本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印してください。）を加えます。

また、17ページから19ページにかけて、第9条の「南島原市地域住民センター条例施行規則」別記様式（地域住民センター利用許可申請書）につきましては、申請書と許可書が同様式内となっていたのですが、分割し、利用許可申請書を様式第1号、利用許可書を様式第2号に改めるものです。

以上で議案第40号についての説明を終わります。

続きまして、議案第41号を説明させていただきます。

議案第41号「南島原市図書館資料弁償取扱要綱の一部を改正する告示について」でございますが、

2ページの新旧対照表をご覧ください。

様式第1号（図書館資料紛失届）について様式中の「㊟」を削除するものでございます。

以上で議案第41号についての説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第38号」から、「議案第41号」までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、「議案第38号」から、「議案第41号」までは、原案のとおり決定しました。

次に、報告第2号「学校医の変更について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

報告第2号「学校医の変更について」をご説明させていただきます。

提案理由につきましては、

学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

その内容につきましては、次の1ページをご覧ください。

令和3年度 南島原市小・中学校校医名簿の最下段、網掛けをした部分になりますが、加津佐町 野田小学校及び加津佐中学校の学校医を口之津病院の「池永健（いけなが けん）」先生に変更したものであります。変更は令和3年9月1日からとなります。

松本教育長

松本教育長

松本教育長

松本教育長

学校教育課長

これまで学校医を務めていただきました先生が体調不良であられたため、南高医師会からのご推薦により、池永先生に変更して委嘱したものであります。

以上、ご報告いたします。

松本教育長  
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。  
特にないようです。

「報告第2号」につきましては、規則に基づき教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いいたします。

## 日程 第6 その他

松本教育長  
松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「学校給食における食物アレルギー対応の手引き等について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長  
松本教育長  
塩田委員

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き等について」について説明  
この件について、何か質疑などはございませんか。

アレルギー対応についての申し出はいつ、どのような方法で申し出ればよいでしょうか

学校教育課長

アレルギー対応を希望する保護者から、「学校生活管理指導表」と「食物アレルギー対応実施申請書」を在校生は、年度初めに、

新入生は、就学時健康診断以降に提出していただければ、対応可能となります。

塩田委員  
学校教育課長

時期がずれて申し出た場合は、臨機応変に対応可能でしょうか

基本的にはマニュアルに沿って進めて参りますが、どうしても、児童生徒の状況がその時期にあった対応ができない場合もあるかと思っておりますので、そのような場合は臨機応変に、その子どもさんに合った対応をさせていただきます。

塩田委員

体調不良があった場合、食物アレルギーが原因と気づかなかつたり、検査しても結果が出るのに時間がかかるなど、定期的な申し出だけでは対応できない場合もあるかと思っておりますので、そのような臨機応変な対応をしていただけたらと思います。

松本教育長  
吉田委員

他にございませんか

現在、エピペンを使用しなければならない児童生徒がどの位いるのか、また、アレルギーも1年生の時は食べられたが中学生になったら食べられないなど、身体の成長によって変化がある可能性もあると思っております。途中からアレルギーが出た場合にも対応できるよう気を付けておかれた方がよいかなと思えました。

学校教育課長

エピペンの所持者については、正確な数を今把握しておりませんので、後ほど正確にお伝えいたします。

それから、身体の成長によって体質が変わってくる場合もあるのでは、とのこ

とでございますが、アレルギー対応を要する児童生徒につきましては、小学2年生以降は毎年更新という形で進めて参ります。それによって変化がある児童生徒については対応が変わってくることになります。また、途中で身体の健康に差し障りがあるような児童生徒については、その都度対応して参ります。

吉田委員

命に係わることなので、十分注意して対応しなければならないことだと思いますので、よろしくをお願いします。

それからもうひとつ、そば、ピーナッツ、キウイは給食に使わないと書いてあるようですが、これは学校給食には出さないということですか

学校教育課長

はい。そのようになっております。

松本教育長

よろしいでしょうか

他にございませんか

特にないようですので、第1号「学校給食における食物アレルギー対応の手引き等について」を終わります。

松本教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、10月27日、水曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくをお願いします。

松本教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

学校教育課長

(教職員のワクチン接種状況について説明)

(新給食センターの稼働状況について説明)

生涯学習課長

(多目的運動広場整備事業の進捗について説明)

(南有馬地区地域学校協働本部の状況について説明)

教育総務課長

(新型コロナウイルス感染防止対策について説明)

教育次長

(成人式の開催について説明)

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で第3号の「その他」を終わります。

## 日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員